

61. 科学研究の振興に必要な経費について

〔諮問〕

文大研第 3 9 1 号
昭和 3 5 年 6 月 1 5 日

日本学術会議事務局長
竹 下 俊 雄 殿

文 部 事 務 次 官
緒 方 信 一

科学研究の振興に必要な経費について（諮問）

当省所管の「科学研究の振興に必要な経費」に関する昭和 3 6 年度予算要求の基本方針について、日本学術会議の御意見を承りたいので、依頼します。

なお、この諮問は、大蔵省に提出する昭和 3 6 年度概算要求書作成のために必要であるので、昭和 3 5 年 8 月 3 日までに答申が行なわれるようお取り計らいください。

〔答申〕

庶発第581号
昭和35年7月29日

文 部 事 務 次 官
緒 方 信 一 殿

日本学術会議事務局長
竹 下 俊 雄

科学研究の振興に必要な経費について

〔昭和35年6月15日付文大研第
391号諮問に対する答申〕

標記のことについて、本会議は本会議研究費委員会の審議を経て第178回運営審議会の議に基づき、下記のとおり答申します。

記

日本学術会議は、さきに昭和32年8月6日付庶発第576号をもって、科学研究費予算の総額について、少くとも約26億円を必要と認めて、政府に予算増額の要望を行った。

幸に文部省ならびに関係当局の努力により、昭和32年度予算1,222,000千円から、漸進的に増額を見て、昭和35年度においては1,819,406千円にまで達した。しかし、上記の約26億円は、当面の目標額を提示したものであり、早急に到達することを前提としたものであった。

この意味において、昭和36年度予算については、是非次のとおり、実現するよう要求することを適当と認める。

科学研究費の振興に必要な経費

区 分	金額（千円）
科学研究費交付金	1,980,000
総合研究	530,000
機関研究	1,050,000
各個研究	400,000
科学試験研究費補助金	400,000
自然科学	370,000
社会科学	30,000
輸入機械及び図書購入費補助金	150,000
研究成果刊行費補助金	120,000
計	2,650,000

なお、本会議第5期研究費委員会において審議した「昭和36年度科学研究費の検討結果」（別紙-I、II）についても深く考慮を払い、予算要求ならびに科学研究費の今後の運営にあたえられるよう、あわせて要望する。

I 科学研究費の目的

科学研究費は、わが国の科学をその根本から振興させ、あわせて、わが国の科学技術の振興に寄与することを目的とする研究費であって、研究者の自発的に計画する基礎的研究のうち、学界の観点からわが国の科学の現状に即して、特に重要なものを取上げて研究費を配分し、そこに高度の研究成果を期待するものである。

II 科学研究費の種類

1. 種類は次のとおりとする。

総合研究費、機関研究費、各個研究費、科学試験研究費、輸入機械購入費、研究成果刊行費

2. 機関研究に(a)(b)(c)の内訳を設け、(a)は研究経費200万円以上1,200万円以下、(b)は50万円以上200万円未満、(c)は過去2年以内に(a)の交付を受けたものの補足的継続で100万円未満のものとする。

3. 各個研究に(a)、(b)を設けることは従来通りとするが、(a)(b)の比率は分科によっては一定程度の融通を認める必要がある。(c)として便宜上扱っている奨励研究に対しては、本来の目的に合致するよう別項目として予算を増額することが望ましい。

4. 輸入機械は価格が、人文科学にあっては100万円以上、自然科学にあっては300万円以上1,500万円以下のものを対象とする。

5. 研究成果刊行費については別紙－Ⅱに従う。

III 専門の分野（学問の分類ではない、科学研究費の審査を適正に行うための分類である。）

1. 総合研究、各個研究の分類の中、現行の〔その他〕の部に体

育学を加える（科学史、家政学体育学となる）。

2. 部にまたがる総合研究、機関研究、輸入機械は、人文系、物理系、化学系、生物系とする。
3. 科学試験研究は、社会科学の中にある農業経済学を農学の中に移す。その他は現行のとおり。

IV 審査会の構成

1. 次のとおり簡素化する。

(1) 科学研究費審査会

運営部、専門部会の審査結果の調整

人文系専門部会

物理系 " }

化学系 " }

生物系 " }

部にまたがる総合研究、機関研究、輸入機械の審査。

試験研究社会科学専門部会

家政学、体育学専門部会

第1部 }

第2部 }

第3部 }

第4部 }

総合研究、各個研究の審査

第5部 }

第6部 }

第7部 }

総合研究、各個研究、科学試験研究の審査

(2) 成果刊行費審査会

2. 各部会は受持つ各研究費間の調整を考慮して慎重に審査を行う。

V 審査委員の数

1. 第1部1名、第6部1名、第7部7名の従来の臨時委員を正委員に改める。
2. 家政学1名、体育学1名の臨時委員をおく。

3. 科学試験研究専任委員を廃する。

4. 新たに設けられる人文系、物理系、化学系、生物系の4専門部会の委員数は下表の通りとし、さらに必要がある場合は専門委員を加えることができる。

部 専門部会	1	2	3	4	5	6	7	計
人文系	6	3	3					12
物理系				5	5			10
化学系				2	3	3	2	10
生物系				3	1	5	5	14
計	6	3	3	10	9	8	7	46

VI 特に推進すべき研究分野

1. 考え方

科学研究費は高度の研究成果を期待するとともに、わが国の科学の調和のとれた発展を期すべきものであるが、一方科学研究費は重点的かつ効果的に配分すべきものであるから、全体の調和を考慮しながら、ある研究分野を特に推進する方策を講ずることも考えられる。

現状においてはある程度「特に推進すべき研究分野」を設定する方がよいと考える。

2. 選定の条件

- (1) 研究の成果が多く分野に影響を与え、他の分野からもその急速な発展を望まれるもの。
- (2) 国際的に常時研究調査、観測しその成果を国際的に連絡することを要するもので、わが国が参加すべきもの。
- (3) いくつかの研究機関にまたがる研究であって、研究機関相互に連絡調整して総合的にその飛躍的發展を図るべきもの。
- (4) わが国の経済の発展、国民生活の安定向上のため、急速に

その研究の達成を図るべきもの。なお「特に推進すべき研究分野」を選定するに当たっては、次の条件を考慮する必要がある。

- (1) 時の必要に応じて流動的に設けられること。
- (2) 一つの部にかたよることのないようにすること。
- (3) 一般の研究費が狭アイになることのないようにすること。

3. 選定の手続

日本学術会議の部会、研連委、特別委員会、学会その他の要請に基づき、日本学術会議研究費委員会は文部省大学学術局と協議して決定する。

4. 運用

(1) 総合研究

(イ) 総合研究費の一部を「特に推進すべき研究分野」の総合連絡経費とする。この内容は、研究連絡費の他、研究発表会の経費、共同利用の経費とする。

(ロ) 申請は特に別の審査部門を設けない。

(ハ) 審査は、各部会、専門部会において差別なく行う。

(ニ) 審査に際し、または審査の結果を文部省において整理した上、「研究分野」別に原則として1つずつの総合研究委員会を設定する。ただし必要の場合はその組織を適当な代表者（必ずしも1名に限らない。）に依頼する。（この際各個研究からも加えることができることとする。）

(ホ) 代表者は組織を完了して予算を提出し、運営部会において審査する。

(2) 機関研究

(イ) 機関研究費の一部を一括して「特に推進すべき研究分野」にあてる。

(ロ) 申請は特に別の審査部門を設けない。

(ハ) 審査は、各専門部会において差別なく行い、運営部会

において調整し決定する。

(3) 「特に推進すべき研究分野」は公募要領に例示し、「配分基本方針」を定めるときまでに確定する。

(備考)

例示に当っては、「本年度においては前期研究費委員会が審議し取扱った重要研究分野を加えて考慮すること」を前提し、今回の例はとりあえずその中から前記選定の条件の各項に該当すると判断したものを、下記のとおり2例ずつあげることとした。

条 件

- (1) 化学反応に関する基礎的研究、癌
- (2) 放射線影響、超高層物理
- (3) 原子炉共同利用、ウイルス
- (4) アジア地域の社会経済構造、防災科学

別紙－Ⅱ

研究成果刊行費について

この問題については、本会議ではすでに前期以来、精細に検討してきた。その結果は、第29回総会における研究費委員会報告にみる通りである。しかし、学術論文発表を促進させる上で最も中心をなすはずの、文部省科学研究費中の研究成果刊行費補助金の額は、昭和35年度は、34年度と全く同額である。一般の科学研究費交付金が、いずれの種類についても、かなり増額をみたのに、成果刊行費補助金が、一向に増額されなかったのは奇異とすべきである。なぜならば、科学研究の向上促進に力をつくすということは、研究費そのものと、研究成果を公表するための経費とを、平行して潤渇させないよう用意すべきものであるからである。

その意味で、研究費委員会としては、学術論文発表体制小委員会において検討熟慮、その結果、政府が、以下に述べるような、現時の学界の実情をより深く認識することにより、その学術論文発表体制を支援する手をゆるめないよう、強く要望するものである。

記

学術論文発表体制の支援とは、ひっきょう科学者が研究成果を国の内外に公表して、学術の国際交流に寄与することを円滑ならしめることである。

とりわけ、政府の科学研究費を交付されて遂げた研究の成果は、これを公表する責任を科学者は痛感しているが、現実にはそれすらなかなか容易でなく、その他の経費による研究の成果も公表する機会、機関の不足をかこっている。これは、学術の交流、研究の振興という点でまことに遺憾というべきである。

それがどのように不足不満の状況にあるかを以下に説く。

(1) 学術定期刊行物 40,000千円

学術論文を収載する定期刊行物、すなわち学協会の雑誌である。ところが、(A)日本における代表的な学協会の大部分のも

のは、会員の納入する年会費ではその学協会に投稿される学術論文を刊行する費用を賄うには足りない。(B)しかもいずれの科学においてもその研究の発展は著しいものがあることは、年々の科研費の申請課題、あるいは各学協会の年次大会で口頭発表される研究者の報告数の増加をみても明らかである。研究は、その成果を発表してこそ、次の研究への一里塚となるものである。もし、学会に集る原稿を消化しきれず、せっかくの研究成果が、1ヶ年以上も空しく編集机に滞貨となれば、せっかくの科学研究費の目的の大半は失はれるばかりでなく、内外に対する研究成果のプライオリティーの点からもゆゆしい問題である。(C)論文の滞貨をなくするためには、雑誌の増頁か、論文の長さを制限するか、あるいは高額の掲載料を徴収するしかない。会員の値上げということも考えられるが、これは大部分の学協会ではほとんど不可能に近い。それは多くの講読会員の脱落を意味し、ひいては会員1人当たりの会誌生産費の割当を招来する結果ともなる。それほどに、現在の学会誌は専門化し、研究者が多くに関連学会誌の購読を必要としている。しかしながら、研究者の学会費負担にはおのずから限度がある。掲載料の特別徴収や論文の長さの著しい制限などは、科学者の生活を思い、成果公表の効果をおもんばかるとき、望ましいことではない。

如上のことは、人文系自然系諸科学にかんする学協会誌を通じていえることである。

もっとも人文系学会誌の中には、各学問ごとに全国的学会による統一的発表体制の不十分のものがある。これが十分に確立されるよう、格別の育成を切望するものであるが、なお、それぞれの学問の性質上、1科学1誌とは限らず、きわめて細かく、学問的立場の如何により学協会が分散しているものがある。

海外にその専門分野の動向を示すにあたっては、関係学会誌のすべてをまとめて報じねばならない。

このような場合に必要なことは、各専門科学における代表的

全国的な学会が、内外の学術論文（学術図書を含む）の雑誌記事索引（文献目録を含む。）抄録等を作成することである。そのため、いわば二次文献整備費として、これらに要する編集費、出版費の助成を考慮されるべきである。この点は、人文系、自然系如何を問わず重要なことである。

(2) 学術図書 30,000千円

ことに人文系科学の研究成果は、定期刊行物の範囲内では、とうてい公表が困難である。厩大なページ数をとって図書として刊行せねば意をつくせない。従来成果刊行費補助金のうちから学術図書に割りあてられて来た額は、まことに零細で、重要な研究の公表、資料の公刊が洩れ、学会の進歩に多大の支障を来たしている。そこで学術的価値の高い一般学術図書の発行を助成するのはもとよりであるが、各専門分野の研究に不可欠な根本的資料、特に多年にわたって刊行を継続しなくては出版できないような厩大な資料が出版されるよう、措置されるべきである。

(3) 二次文献 25,000千円

各専門分野における代表的な全国的学会または学会連合が雑誌記事牽引誌、抄録誌、文献目録等を発行する場合には、これらに要する編集費、出版費の助成を考慮する。

(4) 博士論文 25,000千円

博士論文発表については何れも学問的にノイエスを攻究してその成果を発表するものであるのに、現在その経費の得難いまゝに多くのすぐれた論文が未発表になっている。これは、科学振興の上からみて非常な損失である。これに十分な国家補助が要望されるのである。

以上の如くして、政府は、科学研究振興のために研究費を投資すると同時に、それらの研究によって得られた学術論文の発表、公刊についても、単に研究者の負担に依存せしめるだけでなく、積極的な振興対策を講ずべきである。